

訪問看護サービス(介護保険)重要事項説明書の追加同意書

私は(利用者・家族)は重要事項説明担当者より重要事項説明の一部追加になった旨の説明を受け下記の内容に同意します。

記

(1)重要事項説明書 5 訪問看護利用に当たっての留意事項の追加

(7) 禁止行為

- ⑤事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ⑥パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- ⑦サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること

(2)重要事項説明書 14 その他の留意事項の追加

- ④ 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。

※大切なペットを守るため、また、職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ゲージや居室に以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。職員がペットにかまれた場合、治療費の等のご相談をさせていただきます。

- ⑤見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- ⑥ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- ⑦訪問中の喫煙はご遠慮ください。

以上

令和 年 月 日

事業者 福井県大飯郡高浜町三明 3-34
tetote 訪問看護ステーション
管理者 山添 陽子

利用者 住所

氏名 _____ (印)

代理人 住所

氏名 _____ (印)